

(別紙 1) 大阪・関西万博を契機とする関西圏における三重県情報発信業務
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務を行う目的

2025 年に開催される大阪・関西万博は、三重の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、本県においても、関西広域連合が設置する関西パビリオン内に三重県ブースの出展や、会場内にて催事イベントが予定されている。

三重県ブースでは、「日本のこころの原点 ～美し国みえへとつづく時を超えた物語～」をテーマに観光や食、文化などの展示を行い、また、期間限定展示として6つの特集テーマを設定し「熊野古道」、「常若」、「歴史・文化」、「自然」、「産業」、「食」の多彩な魅力を取り上げる。

このように、万博の三重県ブースで取り上げた三重の魅力発信を契機ととらえ、関西圏（近畿2府4県）において、三重県への関心をさらに高め、より多くの人々に効果的に情報発信することにより、三重県への誘客へ繋げる。

2 業務の内容

- (1) 業務名：大阪・関西万博を契機とする関西圏における三重県情報発信業務
- (2) 業務内容：別添「業務仕様書」による
- (3) 業務期間：契約締結の日から令和8年3月19日（木）

3 契約上限金額

4,587,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としします。なお、(1)及び(2)の条件については、参加資格確認申請に基づき下記5(1)の手続きにより確認し、(3)から(5)までの条件については、最優秀受注候補者決定後、下記7の手続きにより確認する。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める書類を提出期限までに提出してください。

なお、提案の提出は、1事業者につき1件までとします。

本仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「大阪・関西万博を契機とする関西圏における三重県情報発信業務 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において書面審査とプレゼンテーションによる審査を行い、最優秀受注候補者を選定します。

また、最優秀受注候補者は、条件を付与した上で選定される場合があります。

（最優秀受注候補者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

（１）参加資格確認申請書等

①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び添付書類・・・1部

※必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出すること。

【提出期限】

令和7年4月22日（火）11時00分まで（必着）

【提出先】

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目11-4 大阪駅前第4ビル8F

三重県関西事務所 営業推進課

電話：06-6347-1932

メール：mkansai@pref.mie.lg.jp

【提出方法】

上記提出先へ持参又は郵便及び民間事業者による信書便又は電子メールにより送付してください。なお、郵便又は民間事業者による信書便又は電子メールで提出する場合は、提出期限までに、電話にて「16 担当部局」へ書類の受理確認を行ってください。

※参加資格確認結果については、4月28日（月）17時00分までに、電子メールにて通知いたします。

（２）企画提案資料

①見積書（任意様式）・・・・・・・・・・8部（正1部、写し7部）

※企画提案内容を実施する際の所要額を、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、内容や項目に分けて、できるだけ詳細に記載すること。

※発行責任者、担当者の氏名、連絡先を明記すること。また、消費税額等がわかるように明記し、合計金額は消費税等を含めた金額で記載すること。

②業務体制（任意様式）・・・・・・・・・・8部（正1部、写し7部）

※本業務を円滑に推進するための、業務の実施体制（県との連絡窓口となり、業務全体を総括する責任者を明示し、部署名、役職、氏名を含んだ内容とすること）、業務に関連するその他の組織等との連携体制を提示すること。

③業務実施スケジュール（任意様式）・・・・・・・・・・8部（正1部、写し7部）

④企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・8部（正1部、写し7部）

※A4版で両面印刷、長編綴じとする。文字サイズは12ポイント以上、20ページ以内で作成し、ページ番号を記載すること。なお、企画提案書は、別紙業務仕様書の内容をふまえ、

下記の項目を参考に可能な限り具体的に提案すること。

※過去３年間に、当該業務と類似の業務実績があれば、記載すること。

【「三重の魅力発信冊子」の作成に関すること】

- ・冊子の作成イメージ（サイズ、ページ数を含む）
- ・作成部数

【「三重の魅力発信冊子」の配布に関すること】

- ・冊子の配布方法、配布場所、配布時期、配布部数

【インターネットでの誘導に関すること】

- ・掲載イメージ
- ・掲載媒体（想定する月間閲覧数や閲覧者層（年齢、性別、地域など）を明示すること）
- ・掲載本数

【大阪・関西万博終了後を見据えた情報発信に関すること】

- ・大阪・関西万博終了後も三重県へ多数の人に訪れてもらえるよう、県の魅力が伝わる実施可能かつ効果的な情報発信方法を提案すること。

⑤提案事業者の活動概要がわかる資料・・・・・・・・・・ ８部（正１部、写し７部）

※提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等が簡潔に記載されていること。

【提出期限】

令和７年５月１２日（月）１７時００分まで（必着）

【提出先】

〒５３０－０００１ 大阪市北区梅田１丁目１１－４ 大阪駅前第４ビル８Ｆ

三重県関西事務所 営業推進課

電話：０６－６３４７－１９３２

メール：mkansai@pref.mie.lg.jp

【提出方法】

上記提出先へ持参又は郵便及び民間事業者による信書便による送付に限ります。なお、郵便又は民間事業者による信書便で提出する場合は、提出期限までに、電話にて「16 担当部局」へ書類の受理確認を行ってください。

（３）最優秀提案を選定するための評価基準（配点比率）

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

なお、「②企画性、③専門性、④業務遂行能力」を重視した配点とします。

①目的適合性：配点比率 1

- ・事業の目的や業務仕様書に合致した提案となっているか。
- ・仕様書で提示した内容を理解し、事業の成果を見込むことができる内容となっているか。

②企画性：配点比率 2

- ・他社の提案とは違う優位性が認められるか。
- ・業務の目的を達成するために効果的な提案となっているか。

③専門性：配点比率 2

- ・ 本業務を遂行するうえで必要な知識や経験に基づくノウハウ、および様々な事業者等とのネットワークを有しているか。

④業務遂行能力：配点比率 2

- ・ 実施の手法やスケジュール等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・ 組織体制、人員・人材など、事業の遂行に十分な体制・能力があるか。

⑤経済合理性：配点比率 1

- ・ 提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から、合理的であるか。
- ・ 見積額及び積算内訳、根拠は適当であるか。

(4) 第1次審査（書面審査）の実施

実施日時：令和7年5月13日（火）（予定）

なお、提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略します。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提出された企画提案資料の審査を行うため、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

なお、プレゼンテーションにおける説明は、上記（2）で提出した企画提案資料により行うものとします。

実施日時：令和7年5月19日（月）（予定）

※提案者によるプレゼンテーションは、オンライン（ZOOM を予定）で行うものとします。（資料の画面共有は行わないでください。）

※プレゼンテーションの実施日時・方法等については、第2次審査対象者に令和7年5月15日（木）17時00分までに電子メールまたは電話で連絡します。

(6) 審査の結果

①第1次審査（書面審査）

審査の結果は、優良受注候補者（第2次審査対象者）を5者決定した後、提案したすべての者に対して速やかに通知します。

②第2次審査（プレゼンテーション審査）

審査の結果は、最優秀受注候補者を決定した後、第2次審査対象者に対して速やかに通知します。

(7) 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- ①企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- ②提案者が当該企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- ③提案者が他人の提案の代理をしたとき。（委任状による委任を受けている場合を除く）
- ④参加に際して事実と反する申込み又は提案などの不正行為があったとき。
- ⑤見積書の金額又は企画提案書もしくは見積書の重要な文字を訂正したとき。
- ⑥住所（所在地）、商号又は名称等を欠く見積書を提出したとき。
- ⑦重要な文字の誤脱、又は識別しがたい企画提案書又は見積書を提出したとき。
- ⑧提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- ⑨その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しな

かったとき。

(8) 契約の締結

最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議のうえ、契約を締結します。

6 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間 令和7年4月14日(月) 17時00分まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、下記の連絡先まで、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として本業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんのでご了承ください。

(4) 質問に対する回答

いただいた質問には、令和7年4月16日(水) 17時00分までに三重県のホームページに掲載します。

7 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(第3号様式)

8 契約方法に関する事項

(1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

(2) 三重県会計規則(平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。)第75

条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

（3）契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 契約金及び経費等

本事業は、契約金の範囲内で実施することとします。また、対象経費は事業の実施に真に必要なものに限りします。

11 契約金の支払方法及び支払時期

契約金は、本業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（1）受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

（2）契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

15 その他

（1）企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

- (2) 提出された企画提案資料は返還しません。
- (3) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (4) 提出いただいた企画提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条により本事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- (6) 感染症の拡大など、不測の事態により業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、契約金を減額する場合があります。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (8) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。

16 担当部局

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目11-4

三重県関西事務所 営業推進課 担当：川瀬、伊藤

電 話：06-6347-1932

FAX：06-6347-1935

メール：mkansai@pref.mie.lg.jp